

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市 (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	東富山地区 (三ツ又、常六、大屋敷、片魚、住次郎、大用、小西ノ川、大西ノ川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(三ツ又) 基盤整備された農地と未整備地が混在する地区であり、主として水稻栽培がおこなわれている。概ね地域内の経営体で耕作と維持管理が行われており、5年間は現在の耕作者で、5～10年後は集落で対応できる。しかし、高齢化に伴い後継者がおらず、それ以降の農地保全が課題となっている。</p> <p>(常六) 基盤整備された農地と未整備地が混在する地区であり、主として水稻栽培がおこなわれている。概ね地域内の経営体で耕作と維持管理が行われており、5年～10年程度は大丈夫であるという事であるが、後継者の確保が困難であり、それ以後の耕作継続が課題となっている。</p> <p>(大屋敷) 基盤整備された農地と未整備地が混在する地区であり、主として水稻栽培がおこなわれている。概ね地域内の経営体で耕作と維持管理が行われており、概ね5年程度は大丈夫であるという事であるが、後継者の確保が困難であり、それ以後の耕作継続が課題となっている。</p> <p>(片魚) 基盤整備された農地と未整備地が混在する地区であり、様々な作物の栽培が行われている。概ね地域内の経営体で耕作と維持管理が行われており、5年程度は大丈夫であるという事であるが、狭地であったり日当たりが悪いなどの耕作条件不利地では、10年後には耕作放棄が進行する恐れがある。</p> <p>(住次郎) 基盤整備未整備の地区であり、棚田が多い地域である。主として水稻とししとうの栽培が行われており、概ね地域内の経営体で耕作と維持管理が行われている。狭地であったり日当たりが悪いなどの耕作条件不利地では、耕作放棄が進行する恐れがある。また、近年の豪雨により石垣の崩壊が起こり維持が年々困難になってきている。</p> <p>(大用) 基盤整備された農地と未整備が混在する地区であり、主として水稻栽培が行われている。概ね地域内の経営体で耕作と維持管理が行われており、5～10年程度は大丈夫であるということであるが、後継者の確保が困難であり、それ以後の耕作継続が課題になっている。また、農道や用排水路の整備・補修が必要な箇所が数か所あり、一部の農地では今後の耕作が難しくなる恐れがある。</p> <p>(小西ノ川) 基盤整備済みと未整備が混在する地区であり、主に水稻栽培が行われている。概ね他地域からの経営体や地元後継者で耕作と維持管理は行われており、今後5年程度は大丈夫である。しかし、その後を見据えたとき担い手の高齢化と後継者の確保が困難であり、その以後の耕作継続が課題となっている。</p> <p>(大西ノ川) 地域内の担い手は少ない状態で、基盤整備未整備の地区であり、加えて山間地の耕作条件不利地がほとんどを占め、獣害も発生している。耕作条件の改善がなされなければ、10年後は耕作放棄が進行すると考えられる。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内で新規就農者の確保・育成とともに、新たな農地の受け手の確保が必要 ・他地区の経営体を地域の担い手として位置付け、農地の利用・集積を図る ・農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	176.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	112 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する
- ・耕作者がおり、今後も利用が可能な農地を優先的に管理する
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>(三ツ又) 地域内の経営体を中心に、今後5～10年程度の農地集積と維持管理の目途が立っている。しかし高齢化により後継者不足の課題等が考えられる。今後は地域内の集落営農法人による支援活動によって農地集積を図っていく。</p> <p>(常六) 地域内の経営体を中心に、今後5～10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。今後、高齢化や後継者不足の課題が考えられるが、地域内の経営体・集落営農組織による支援活動により農地集積を図っていく。</p> <p>(大屋敷) 地域内の経営体を中心に、今後5年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。しかし今後、高齢化や後継者不足の課題が想定される。地区外からのITターンによる担い手を含め、地域内の経営体・集落営農組織による支援活動により農地集積を図っていく。</p> <p>(片魚) 地域内の経営体を中心に、今後5～10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。今後、高齢化や後継者不足の課題が考えられるが、地域内の集落営農法人(いーすとみやま)を中心とした支援活動により農地集積を図っていく。</p> <p>(住次郎) 地域内には数名後継者がいるが専門の担い手は今のところ存在しない。個々人で維持しており組織化に向けた話し合いもない。棚田崩落などもあり農地の維持自体が難しくなっていることから、まずは耕作条件の改善を行い、中心経営体への集約等については今後検討する。</p> <p>(大用) 地域内の経営体を中心に、今後5～10年程度の農地集積と維持管理は目途が立っている。今後、高齢化や後継者不足の課題が考えられるが、地域内の経営体・集落営農組織による支援活動により農地集積を図っていく。</p> <p>(小西ノ川) 他地区からの経営体を中心に今後5年程度は農地利用と維持管理は目途が立っている。しかし今後、高齢化や後継者不足の課題が想定される。中山間地域等直接交付金事業を活用しつつ守るべき農地の維持・保全を図りつつ地区外からの新規就農者や他地区の経営体を地域の担い手として位置づけることも含め、農地の利用・集積を図る。</p> <p>(大西ノ川) 地区内では、担い手農家や後継者となる経営体がほとんどなく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。中山間交付金事業の活用により守るべき農地の維持・保全を図りつつ、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけることも含め、農地の利用・集積を図る。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
 今後も安定的に耕作維持を図るために、中心経営体の担い手や集落営農組織、地区内で確保できない場合には地区外からの雇用等を含め、地区全体で農業振興を図ることが必須となる。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
 今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区については、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。
 中村地域営農協議会(広域連携組織)でドローン等を導入し、集落営農組織等で活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
 ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
 ③ドローン・草刈り機・IT等を導入し、省力化を図る。
 ⑤優良品目・品種への改植・新植、苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止に取り組む。
 ⑦土地条件の良好でない農地については、保全管理を行う。
 ⑧良好な農地で集積を進めるため、補助事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。